

測量・公共嘱託登記業務仕様書

第1章 総則

- 1 本仕様書は、測量・公共嘱託登記業務の適正を期するための必要な事項の基準を示すものである。
- 2 業務に対する指示等は、発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）が行うものとする。
- 3 次の事項については、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。
 - (1) 業務の工程
 - (2) 担当者の資格、住所及び氏名
- 4 本仕様書に定めのない場合、その他疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ定めるものとする。

第2章 境界測量

- 1 測量は監督職員立ち合いのもとで隣接土地所有者等と現地確認のうえで実施するものとし、不明点等がある場合は相手方の了解を得たうえで各種成果等に基づき作業するものとする。
- 2 測量の実施中は、交通、水利及びその他公衆に迷惑をかけないように留意し、既設工作物に損傷又は被害等を及ぼしたときには、受注者の負担で復旧又は補償をしなければならない。
- 3 測量に際しての土地の踏荒に対する補償は、受注者の負担とする。
- 4 測量に使用する機器は常に整備点検を行い、所定の精度を得られるようにしなければならない。
- 5 測量等に伴うすべての地積計算等については、担当者以外の者が検算し、違算及び誤算等による誤謬訂正のないようにしなければならない。
- 6 境界点には現地の状況に応じてコンクリート標柱、プレート又は鋳等（以下、境界標という。）を適切に設置すること
- 7 境界標の設置前後においては、各種成果等に基づき確認作業を行うものとする。
- 8 境界標等は現地の状況に応じて使用する。なお、境界標等は受注者の負担において準備するものとする。
- 9 その他の測量に必要となる杭等の設置にあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。

第3章 成果品

- 1 成果品の提出部数は、正本1部及び副本1部の2部とする。ただし、監督職員の指示により提出部数を増部する場合がある。
- 2 成果品は次のとおりとする。なお、業務内容により追加を指示することがある。
 - (1) 位置図及び案内図
 - (2) 公図又は14条地図の写し（土地所在地を管轄する法務局備付けの図面）
 - (3) 隣接土地所有者の確認に必要な登記事項証明書及び公図等転写図

- (4) 面積集計表及び面積計算書
 - (5) 境界確定協議図（隣接者の押印がされたもの）
 - (6) 登記嘱託書の写し、登記完了証及び登記完了後の登記事項証明書
 - (7) 土地所在図及び地積測量図
 - (8) 境界点の写真（遠景及び近景）及び全景写真
 - (9) 敷地内の旧法定外公共物について、法務局に表題登記をする際に必要となる登記嘱託書及び土地調査書
 - (10) その他参考となる資料
- 3 成果品は不動産登記法（平成16年法律第123号）等に基づき作成すること。
 - 4 成果品はすべて米代西部森林管理署に帰属する。
 - 5 成果品に受注者の過失に起因する不良等を発見した場合で、監督職員が訂正、補足及びその他の必要な措置等を命じたときは、受注者はこれに従わなければならない。

第4章 その他

- 1 測量等に関する打ち合わせは、初回、中間及び必要に応じて行うものとし、日時及び場所等については監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務において知り得た発注者の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、本業務において所管官公庁等からの立ち会い要請があった場合は現地において立ち会いをしなければならない。
- 4 発注者は、本業務の完了後であっても、受注者に本業務遂行上取得した資料の提出を求めることができる。
- 5 本契約書及び仕様書に定めがない事項については、両者協議のうえ決定するものとし、協議が整わない場合は発注者の解釈によるものとする。

別紙2

1. 業務報告書（成果品）について

（1）業務報告書（成果品）は物件ごとにA4サイズのドッジファイル1冊にまとめて提出すること。

（2）業務報告書の内容

① 業務実施者の名称（氏名）、住所等所在、電話番号

② 位置図、案内図

③ 公図写し及びこれに物件隣接土地の所有者を表記したもの

④ 関係土地の全部事項証明書

⑤ 立会記録

・関係土地ごとに立会者、立会年月日を記載すること。

・立会者は原則土地所有者とする。

なお、立会者が土地所有者以外とならざるを得ない場合には、立会記録の備考欄にその理由と土地所有者との関係を明記すること。

⑥ 座標一覧表、土地面積計算書

⑦ 写真及び撮影方向図

・境界標ごとに近景・遠景の写真。

なお、境界確定図を作製する業務において断面図がある場合は断面の写真。

⑧ 測量機器の検定証明書（成績書）の写し

・測量実施日の前、1年以内のものとする。

⑨ 境界確定図

・原図…ポリエステルフィルム又は上質紙＝提出部数：1部

・写し…白焼き＝提出部数：10部

・境界確定図の押印欄は原則土地所有者の署名（自署）、押印（認印可）。

（法人の法人名及び代表者名は印字・ゴム印等で可。）

なお、やむを得ず土地所有者以外の者が署名・押印する場合は、関係がわかる書類、理由書等を添付する。

・世界測地系座標で求積し、辺長は小数点以下3位まで記載する

（4位切り捨て）。

・基準点測量に使用した三角点・電子基準点及び設置した基準点等の表記及びその座標値を記載すること。

・現況実測平面図においても所在を表記すること。

・方位は表記すること。

・縮尺は1/250を標準とし、表記すること。

⑩ 登記用地積測量図、土地所在図、地形図、土地調査書

⑪点検図

- ・滅失した境界標の復元作業において、点検作業結果を図面に落とし込んだもの。

⑫参考資料

- ・地積測量図等、参考とした資料を添付すること。

⑬その他報告事項

- ・該当する場合のみ

2. 事前連絡等について

現地調査した結果、以下の場合には監督職員に速やかに連絡すること。

- (1) 資料等と現地が合致しない
- (2) あるべき既存境界標が亡失している、傾いている等
- (3) その他（作業内容に変更が生じる可能性のあるもの）